

東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定について（方針）

1. はじめに

東久留米市では、平成6年3月に「東久留米市地域福祉計画」を策定しました。その後、数度の改定を経て、平成27年3月には現行の「東久留米市地域福祉計画（第3次改定）」を策定し、これまで地域福祉の推進を図ってきました。

この間、国においては社会福祉法の一部が改正されており、平成30年の法改正では、市町村が地域生活課題を解決できる体制整備づくりに努めるものとされ、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定め、各種福祉関係計画の上位計画として位置づけられました。令和2年の法改正では、市町村において地域住民等の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築することが求められています。

また、平成28年の「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布により、行政には再犯防止対策を進める責務があることが明示され、「地方再犯防止推進計画」を策定することも努力義務化されるとともに、同年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の公布により、判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護すること、そして成年後見制度を円滑に利用できるよう支援することが行政の責務として明らかになり「市町村基本計画」の策定が努力義務化され、この2計画については、国の手引き等において地域福祉計画に包含して策定する手法が示されており、多摩26市においても多くの自治体がこの手法を採用しています。

こうしたことから、「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）」の策定に当たっては、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として、関連する計画との調和・連携を図り、策定に取り組むとともに、「地方再犯防止推進計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」を「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）」に包含する形で一体的な策定に取り組んでいきたいと考えております。

2. 地域福祉計画について

(1) 市町村地域福祉計画

地域福祉とは、社会福祉法第1条で「地域における社会福祉」とされ、この推進を図ることが社会福祉法の目的の1つとされています。

市町村地域福祉計画は、同法第107条で「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画」と規定されています。

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地方再犯防止推進計画

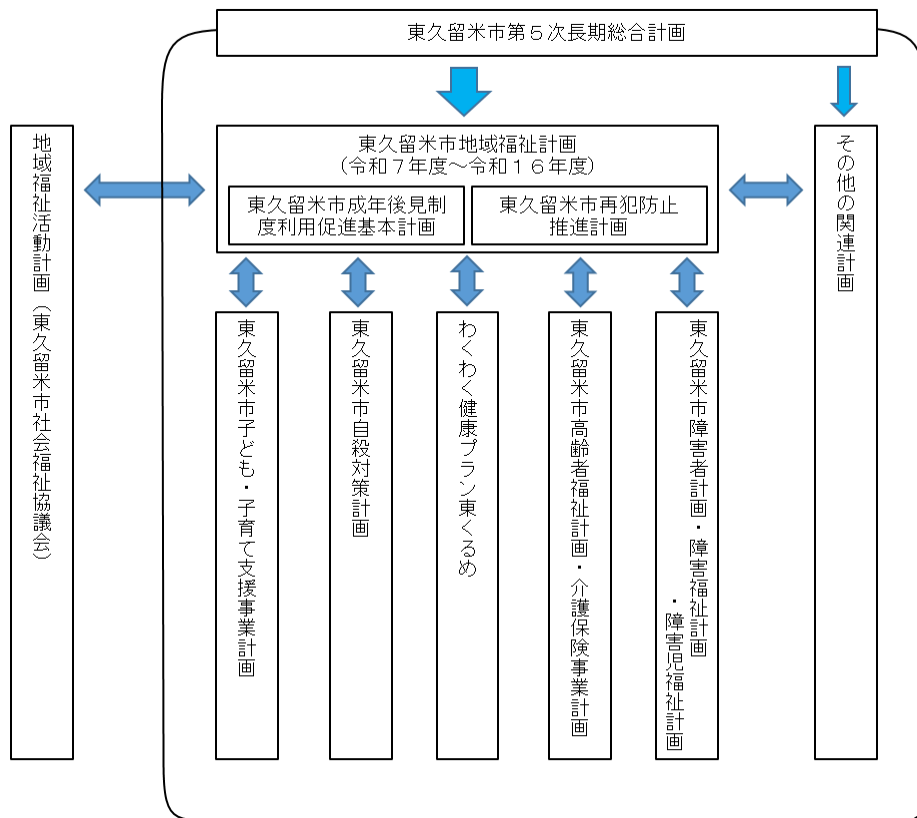
再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

(3) 市町村成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

(4) 東久留米市地域福祉計画の位置づけ

「東久留米市地域福祉計画」は、下図のように、本市の福祉の各分野における共通事項を定めるものであり、東久留米市長期総合計画をはじめとした他の上位・関連計画と整合を図り定めるものです。



3. 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

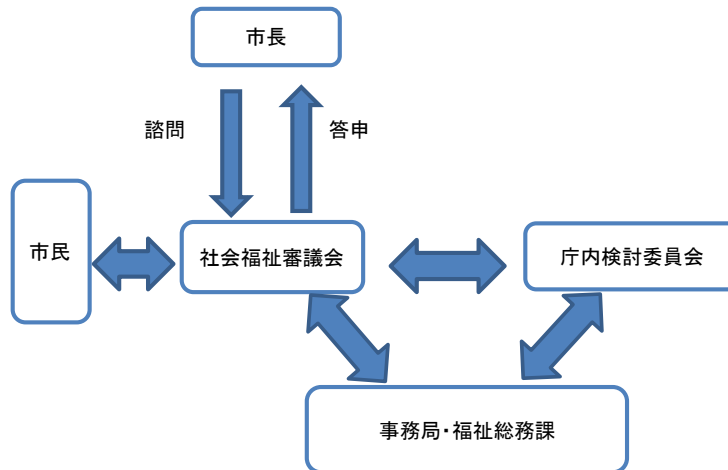
ただし、国や都などの動向を踏まえ、また社会情勢、福祉関連制度の改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 検討体制

東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定は、学識経験者や福祉関係団体の代表者、公募市民等で構成する「東久留米市社会福祉審議会」が主体となり行います。なお、地域福祉計画に包含して策定する「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」の検討にあたっては、有識者からの意見聴取なども併せて行っていきたいと考えております。

また、改定に当たっては、アンケート調査を実施するなど市民の意見などを踏まえるとともに、庁内職員で構成する「東久留米市地域福祉計画庁内検討委員会」での検討や調整を行いながら作成します。

【 検討体制 】



【社会福祉審議会】（条例設置）

- 1号委員：学識経験を有する者（3人以内）
- 2号委員：保健医療機関または団体が推薦する者（2人以内）
- 3号委員：福祉関係機関又は団体が推薦する者（4人以内）
- 4号委員：公募市民（3人以内）

※この他、特定事項について調査及び検討を行うための「部会」活用も想定

【庁内検討委員会】（要綱設置）

庁内の関連部課長にて、庁内検討委員会を設置する。

5. 改定の手法（概要）

東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定は概ね下記のような流れで行います。

<p>(1) 基礎調査及び課題の整理</p> <p>① 東久留米市の現況など、基礎的データの作成・収集・整理・分析</p> <p>② 地域福祉計画（第3次改定）の進捗状況の整理・検証</p> <p>③ アンケート調査</p> <p>④ 東久留米市の地域福祉に関する課題の整理・検討</p>
<p>(2) 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）（案）の作成</p> <p>① 東久留米市社会福祉審議会</p> <p>② 東久留米市地域福祉計画庁内検討委員会</p> <p>③ パブリックコメント等、市民の声を伺う取り組み</p>
<p>(3) 東久留米市地域福祉計画(第4次改定)の策定</p>

6. 改定のスケジュール（概要）

東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定は概ね下記のようなスケジュールで行います。

	令和5年度												令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定支援業務委託先選定・決定	←																							
審議会へ諮問																								
社会福祉審議会	←												→											
(仮称)庁内検討委員会																								
市民アンケート																								
関係団体ヒアリング																								
アンケート等報告書完成																								
市民意見聴取																								
計画書(骨子・案)の作成																								
市長答申																								
計画決定・公表																								